

三鷹・調布地域 循環型社会形成推進地域計画

三鷹市
調布市
ふじみ衛生組合

平成25年12月16日

【変更】平成27年12月14日

【変更】平成29年12月20日

目 次

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項 -----	1
2 循環型社会形成推進のための現状と目標 -----	3
3 施策の内容 -----	5
4 計画のフォローアップと事後評価 -----	17
添付資料 1 -----	18
添付資料 2 -----	19
添付資料 3 -----	20
添付資料 4 -----	23
様式 1 -----	24
様式 1（添付資料 1）-----	25
様式 1（添付資料 2）-----	26
様式 2 -----	27
様式 3 -----	28
参考資料様式 1 -----	29
参考資料様式 6 -----	31

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

- ◇ 構成市町村名 三鷹市、調布市
- ◇ 面 積 38.03 km²
- ◇ 人 口 40万3千人（平成25年4月1日現在）

(内訳)

市 名	三鷹市	調布市
面 積 (km ²)	16.50	21.53
人 口 (人)	179,938	223,220

参考として、「対象地域図」を添付資料1（P.18）に示す。

(2) 計画期間

本計画は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すこととする。

(3) 基本的な方向

三鷹市、調布市（以下「両市」という。）は、東京23区に隣接し、ほぼ全域が市街化区域に指定されており、東京近郊のベッドタウンとして発展してきた。年間2万人以上の転入出があり、人口の流動が大きい都市でもある。事業所は比較的小規模なものが多く、両市が処理するごみの約90%は家庭から排出されたものである。

平成25年4月に両市で組織する一部事務組合「ふじみ衛生組合」の施設である新たなごみ処理施設「クリーンプラザふじみ」が本稼働し、両市の可燃ごみについては安定的な処理が確保されることとなった。「クリーンプラザふじみ」では焼却処理に伴い積極的な熱回収を進めているが、ごみの減量・資源化の重要性が変わることはないとの認識の下、両市においては今後も市民、事業者の協力を得ながら、更なるごみの減量・3Rを推進し、人口の微増傾向が続くとの予測がある中で、総ごみ量の縮減を目指すこととする。さらに、焼却処理後の残渣についても、引き続き、東京たま広域資源循環組合においてエコセメント化し、資源循環に貢献していく。

また、環境教育、啓発活動等の充実により分別排出、適正排出を徹底するなど、地球環境の保全、循環型社会の形成に向け、いっそうの取組強化を図る。

なお、両市の生活排水については、下水道で適正に処理を行っており、下水道普及率は100%となっている。

(4) 広域化の検討

可燃ごみについては「クリーンプラザふじみ」の稼働以前は、三鷹市においては単独処理、調布市においては平成19年の二枚橋衛生組合の焼却施設停止以来、広域支援を受けての単独処理を継続してきたが、稼働後は、共同処理による広域化を図ることができた。今後、両市においては、組織市の一員として「ふじみ衛生組合」と緊密に連携し、環境と安全に徹底的に配慮しながら、施設を稼働させていくこととしている。また、焼却処理後の残渣については、平成18年7月から、東京たま広域資源循環組合（25市1町で組織）のエコセメント化施設で処理を継続しており、広域的に処理している。

不燃ごみ、ペットボトル、容器包装プラスチックについては、両市はすでに、「ふじみ衛生組合リサイクルセンター」において共同処理に取り組んでいる。

粗大ごみ、古紙、古布、ビン、缶については、両市とも単独処理を継続しているが、今般、調布市において、調布市クリーンセンターの機能を再編し、新たな資源化処理施設を整備し、安定的、効率的な資源化処理の推進を図ることとなった。

調布市クリーンセンターは、昭和50年に清掃事務所として調布市深大寺東町7丁目50番地に開設されたが、平成21年、「クリーンプラザふじみ」の建設に伴い、隣接する現在地（調布市深大寺東町7丁目47番地）に移転した。事務所棟のほか、古紙、古布、粗大ごみ等のストックヤード機能、缶の中間処理機能を有し、調布市における資源化処理の中核施設となっている。また、調布市クリーンセンターの機能の一部として、調布市西町714番地の国有地の一角を借用してビンのストックヤードがあるほか、調布市富士見町3丁目2番地（中央自動車道高架下）に、粗大ごみとして排出された家具等を修理、加工、再生し、展示販売する利再来留館^{りさいいくるかん}を設置している。このように、調布市においては、資源化処理の各機能が分散配置されている現状があり、それぞれが仮設の施設となっている。

一方、調布市では「クリーンプラザふじみ」の建設、稼働に当たり、周辺地域の住民の深い御理解と御協力に感謝し、現在の調布市クリーンセンターの敷地を有効活用して、周辺のまちづくりを進めることとしている。

このため、調布市基本計画及び調布市一般廃棄物処理基本計画において、調布市クリーンセンターの機能を調布市野水2丁目1番地の二枚橋衛生組合（平成22年3月解散）跡地に移転することとした。この機能移転により、中長期的に安定した資源化処理が可能になる。

なお、この機能移転については、広域化の検討過程において、想定している機能、敷地面積、処理能力等の観点から広域処理が困難であること、また三鷹市を含む近隣自治体における資源化処理の現状も踏まえ、本計画の期間中における広域化は困難との見解に至っている。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物処理等の現状

平成24年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図1のとおりである。

総排出量は、集団回収も含め、109,531トンであり、再生利用される「総資源化量」は47,269トン、リサイクル率（＝（直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量）／（ごみの総収集量+集団回収量））は43.2%である。

中間処理による減量化量は62,262トンであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね6割が減量化されている。また、最終処分量（埋立処分量）はゼロである。

なお、中間処理量のうち焼却量は60,427トンである。三鷹市では平成24年度まで三鷹市環境センターで焼却処理してきた。焼却に伴う廃熱を回収し、温水を場内で利用するとともに、場外にも供給していたが、稼働後29年以上が経過し、老朽化が進んだことから、平成25年3月31日をもって閉鎖した。また調布市では、二枚橋衛生組合が平成19年3月に全炉停止したことにより、平成19年度から家庭系可燃ごみは三鷹市環境センター及び多摩ニュータウン環境組合へ、事業系可燃ごみは埼玉県、茨城県及び長野県の民間施設へ焼却処理を委託してきた。両市とも、新ごみ処理施設の試験焼却が開始された平成24年12月から「クリーンプラザふじみ」へ全量を搬入し、焼却処理しており、「クリーンプラザふじみ」では、熱回収を行っている。

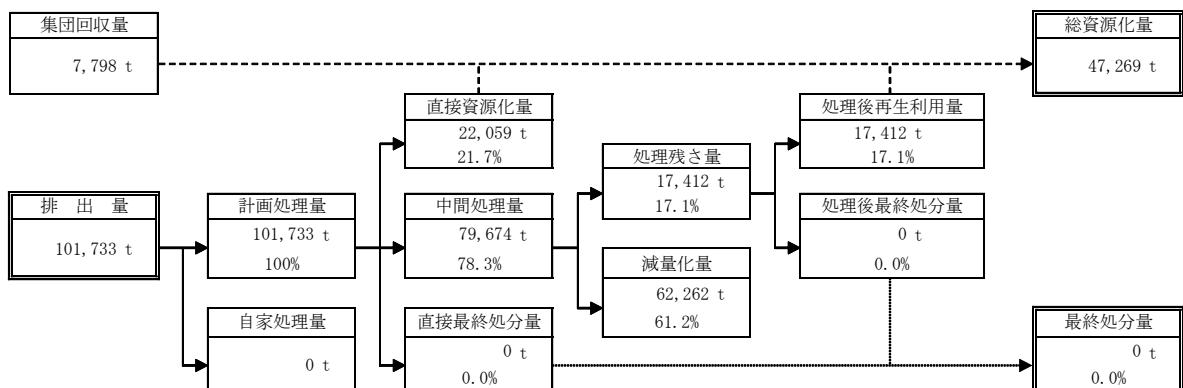


図1 一般廃棄物の処理状況フロー(平成24年度)

(2) 一般廃棄物処理等の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状(割合 ^{※1}) 平成24年度	目標(割合 ^{※1}) 平成31年度
排出量	事業系 総排出量 1 事業所当たりの排出量 ^{※2}	10,235 トン 0.86 トン/事業所	9,555 トン (-6.6%) 0.80 トン/事業所 (-7.0%)
	家庭系 総排出量 1 人当たりの排出量 ^{※3}	91,498 トン 143.40 kg/人	94,776 トン (3.6%) 141.10 kg/人 (-1.6%)
	合計 事業系家庭系排出量合計	101,733 トン	104,331 トン (2.6%)
再生利用量	直接資源化量	22,059 トン (21.7%)	22,948 トン (22.0%)
	総資源化量 ^{※4}	47,269 トン (46.5%)	51,195 トン (49.1%)
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量)	0kWh (余熱供給3GJ/h)	3,500万kWh (余熱供給5GJ/h)
減量化量	中間処理による減量化量	62,262 トン (61.2%)	61,720 トン (59.2%)
最終処分量	埋立最終処分量	0 トン (-)	0 トン (-)
人口 ^{※5}		403,049 人	411,462 人
事業所数		11,902 社	11,902 社

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 (1 事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

※3 (1 人当たりの排出量) = { (家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

《指標の定義》

排出量：事業系ごみ、家庭系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く）[単位：トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位：トン]

熱回収量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量[単位：MW h]

減量化量：中間処理量と処理後の残渣量の差[単位：トン]

最終処分量：埋立処分された量[単位：トン]

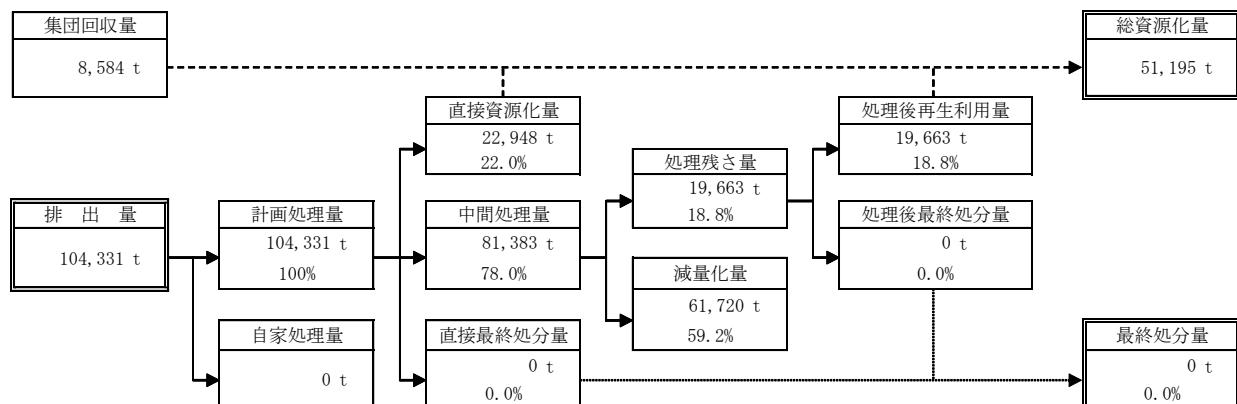


図2 目標達成時的一般廃棄物の処理状況フロー(平成31年度)

3 施策の内容

(1) 発生抑制・再使用の推進

ア 有料化

三鷹市における家庭系ごみの有料化については、市民会議形式で導入の可否について検討を行ってきており、平成17年2月からの分別方法の変更によるごみの減量効果も踏まえ、検討した結果、平成21年10月から家庭系ごみのうち、燃やせるごみ、燃やせないごみについて指定袋による手数料の徴収を行っている。指定袋購入金額は、表2のとおりである。

調布市では、平成16年4月から家庭系ごみのうち、燃やせるごみ、燃やせないごみについて指定袋による手数料の徴収を行っている。指定袋購入金額は、表2のとおりであるが、紙おむつ用袋は無料配布を行っている。また、この有料化を確実に遂行するために、ステーション収集から戸別収集に変更を行っている。なお、三鷹市では、従来から戸別収集を実施している。

事業系ごみについては、両市ともに指定袋を用いた従量制による課金を行っており、指定袋購入金額は、表2のとおりである。三鷹市では、資源物が有料であるが、調布市は、容器包装プラスチック類を除き、一般家庭と同程度の量の場合には、無料で収集を行っている。また焼却施設に直接搬入されたごみについては、ふじみ衛生組合が10kg当たり350円の手数料を徴収している。

共同処理を行う中で、有料化施策の統一、見直し等について検討していくこととする。

表2 指定袋購入金額（1/2）

項目		指定袋のサイズ	容量	金額（10枚1組）
三鷹市	家庭系ごみ	ミニ袋	5リットル相当	90円
		S	10リットル相当	180円
		M	20リットル相当	370円
		L	40リットル相当	750円
		粗大ごみ処理券	—	1,500円/枚 1,000円/枚
三鷹市	事業系ごみ	可燃ごみ 不燃ごみ	小袋 大袋	22.5リットル相当 45リットル相当
		不燃系資源物用(びん・缶・プラスチック類・ペットボトル)	小袋 大袋	22.5リットル相当 45リットル相当
		可燃系資源物用(新聞・段ボール・雑誌・雑紙)	紙袋	—
				500円

表2 指定袋購入金額（2/2）

項目		指定袋のサイズ	容量	金額（10枚1組）
調布市	家庭系ごみ	S	5リットル相当	84円
		M	15リットル相当	273円
		L	30リットル相当	556円
		LL	45リットル相当	840円
	粗大ごみ			630円/枚 315円/枚
事業系ごみ	可燃ごみ 不燃ごみ 容器包装プラスチック	S	10リットル相当	500円
		M	25リットル相当	1,250円
		L	45リットル相当	2,850円

イ 環境教育、普及啓発、助成

両市では、これまで発生抑制・再使用を推進するため、環境教育、普及啓発、助成制度を実施してきたが、今後も継続・強化していくこととする。特に、市民、事業者、市の役割や果たすべき行動を明確にし、その内容を情報提供することにより、一人ひとりの意識改革とその行動の実践を目指すこととする。

【三鷹市】

- ・リサイクルカレンダー、広報みたか、ホームページ等、各種媒体を利用した情報提供、ごみ減量等推進会議や地域団体と連携したキャンペーン等により、ごみの排出抑制とごみ出しルールの徹底に向けた啓発活動を強化する。
- ・学校教育や生涯学習関連機関、地域の自主グループ、事業者等と連携しながら、個人、団体を問わず、多くの市民がごみ問題について関心を持ち、学ぶことができるよう、環境学習の場づくりを進める。
- ・ごみに関する情報が、必要な時にいつでも、どこでも素早く得られるよう、情報提供の充実に努める。また、ごみ減量・リサイクルへの行動につながるよう、その必要性や効果についての情報を具体的かつ分かりやすく提供できるよう工夫する。
- ・リユース・リサイクルをするうえで効果的とされるデポジット制度について、東京都市長会や、全国都市清掃会議等を通じて事業者に対し、自主的な取り組みを要請する。
- ・ごみの発生抑制・減量化に向けた体験学習や施設見学会等、市民参加型のイベントを開催するとともに、市民が自主的に行う活動についても積極的に支援する。

- ・ごみの減量や資源化を推進するために、エコポイントを導入又は検討している事業所及び団体に対しての支援策を検討していく。
- ・市や全国をとりまく廃棄物関連の現状や法整備の動向、リサイクル先進都市の事例等の情報収集を積極的に行う。さらに、収集した情報を今後の施策に生かしていくため、分析・検討する体制を強化する。
- ・市民、事業所、市がともに、ごみの減量・資源化について考える懇談会を開催し、計画の実現に向けての取り組みを考える。
- ・生ごみの資源化に対する知識や意識を向上させるため、家庭用生ごみ処理装置等購入費助成金事業において、助成後もその使用について追跡し、支援を行う。

【調布市】

- ・ごみへの関心を高めるため、環境フェアや消費者まつりなどの各種イベントへ積極的に参加しごみに関する情報発信を増加させるとともに、市報、ケーブルテレビなど様々な媒体を活用して情報を発信していく。
- ・イベントでのリユース食器利用の呼びかけなどにより、ごみの減量とリサイクル意識の向上につなげる。さらに、施設見学、体験学習等、直接見たり、聴いたり、触れたりする実体験の機会も増やしていく。
- ・賃貸マンションのオーナー等の協力を得て新たに転入される市民や、外国人に対しては市のごみの状況や分別方法等を伝えるなど、理解と協力を求めていく。また、自治会や集合住宅の管理組合等へも積極的な啓発活動を行っていく。
- ・ごみ処理にかかる計画については、広報誌やホームページ等の媒体を活用して周知を図る。
- ・学校等の協力を得て、家庭系ごみの分別方法やごみ減量・リサイクルに関する環境教育の充実を図っていく。
- ・啓発の対象や品目（生ごみ、プラスチック類、紙類、古布等）を絞り込み、重点的に啓発していく。
- ・商店街を拠点とした資源物の集団回収事業を地域と協働し、その対価を地域通貨として使用するなど、ごみ減量・リサイクルの行動を支援するための仕組みづくりについて、他自治体の事例を調査・研究していく。
- ・ごみ減量・リサイクルに協力的な店舗を「ごみ減量・リサイクル協力店」、「地球にやさしい事業所づくり」を進める事業所を「調布エコ・オフィス」として認定していく。今後もこれらの制度を継続し、事業所の支援を行う。
- ・市民・事業者・行政が相互に協力してごみ減量・リサイクルに取り組んでいく気運の醸成、協議の場の設置、行動する機会の充実等、協働の仕組みづくりを検討する。

- ・ごみ減量・リサイクルの推進等を広報する際には、市民、事業者にわかりやすい情報発信が必要である。また実践行動につなげるため、表現方法や、発信方法等について引き続き調査・研究を行う。

表3 主な環境教育、普及啓発の取組み

	三鷹市	調布市
啓発資料配布	リサイクルカレンダーの配布 市報掲載	ごみリサイクルカレンダーの配布 広報誌「ザ・リサイクル」の配布 市報掲載
講座等	三鷹市リサイクル市民工房で講習会を開催 H22 146件 365人参加 H23 173件 627人参加 H24 185件 1,084人参加	ごみ懇談会・出前講座※を実施 H22 16件 1,795人参加 H23 7件 1,013人参加 H24 7件 791人参加
施設見学会	ごみ関連施設の見学会を実施 H22 7件 146人参加 H23 8件 169人参加 H24 8件 157人参加	ごみ関連施設の見学会を実施 H22 8件 126人参加 H23 2件 29人参加 H24 4件 117人参加
イベント等	各種まつり等での資材の提供・貸出 リサイクル図書の無償提供 フリーマーケット（年2回開催） ゴミゼロキャンペーンの実施 ごみ減量キャンペーンの実施 不法投棄防止キャンペーンの実施 マイバッグキャンペーンの実施	各種まつり等への参加 不用品交換会の実施 フリーマーケット H22 15回開催 H23 14回開催 H24 8回開催 ごみ減量キャンペーンの実施
再生利用品（粗大ごみのからの再生品）の販売	三鷹市リサイクル市民工房にて販売 H22 490件 H23 480件 H24 480件	調布市利再来留館にて販売 H22 1,660件 H23 1,464件 H24 1,261件

※出前講座とは、生涯学習活動の支援の一環として、市民が主催する学習会などの集会に市の職員が出向き、それぞれの事業のご案内や専門知識等をいかした助言などを行うもの。

表4 主な補助制度の取組み

	三鷹市	調布市						
集団回収	<p>【対象物】 古紙類、金属類、布類、ビン類</p> <p>【補助額】 1kgにつき9円</p>	<p>【対象物】 古紙類、牛乳パック、缶（スチール）、缶（アルミ）、びん</p> <p>【補助額】 1kgにつき8円</p>						
家庭用生ごみ処理装置等の購入	<p>【補助額】</p> <table border="1"> <tr> <td>1基の価格が3,000円以上</td> <td>1基につき価格の2分の1以内で20,000円を上限</td> </tr> </table> <p>【利用件数】 H22：64件 H23：33件 H24：28件</p>	1基の価格が3,000円以上	1基につき価格の2分の1以内で20,000円を上限	<p>【補助額】</p> <table border="1"> <tr> <td>家庭用生ごみ処理装置・堆肥化容器</td> <td>購入価格の2分の1（限度額2万円）</td> </tr> <tr> <td>家庭用生ごみ処理剤</td> <td>1袋の購入価格の2分の1（限度額年間5,000円）</td> </tr> </table> <p>※他に法人用生ごみ処理装置、集合住宅用生ごみ処理装置についても補助あり。</p> <p>【利用件数】 H22：98件 H23：91件 H24：94件</p>	家庭用生ごみ処理装置・堆肥化容器	購入価格の2分の1（限度額2万円）	家庭用生ごみ処理剤	1袋の購入価格の2分の1（限度額年間5,000円）
1基の価格が3,000円以上	1基につき価格の2分の1以内で20,000円を上限							
家庭用生ごみ処理装置・堆肥化容器	購入価格の2分の1（限度額2万円）							
家庭用生ごみ処理剤	1袋の購入価格の2分の1（限度額年間5,000円）							

※：平成25年度現在

ウ マイバッグ運動・レジ袋対策

排出されるごみの減量と市民への普及啓発として、マイバッグ運動を継続して実施していくこととする。なお、両市では、マイバッグキャンペーンや消費者まつり等のイベントでマイバッグの配布を行っている。さらに、リサイクル協力店等において、マイバッグを持参した市民に対し、ポイント制度により還元をしている。

また、レジ袋対策については、その取り組みを広く市民に周知するなどの側面的な支援について検討していく。

事業者に対しては、東京都長会や、全国都市清掃会議等を通じて自主的な取り組みを要請する。

エ 事業者に対する減量、資源化の指導等

両市では、これまで事業者に対し、主に以下の取り組みを実施してきたが、今後も継続・強化していくこととする。また、「クリーンプラザふじみ」における適切かつ安定的な焼却処理を継続するため、両市及びふじみ衛生組合が共同で、事業系一般廃棄物の搬入時検査を定期的に実施し、焼却不適物の除去、収集運搬許可業者への指導を強化していく。

【三鷹市】

- ・マイバッグ持参の呼びかけ、簡易包装の実施、資源物の自主回収等、創意工夫によりごみ減量・資源化に取り組む店・事業所をリサイクル協力店・事業所に認定（P.11・表5参照）し、協力店・事業所が市民に積極的に利用されるよ

う P R を行う。

- ・事業所の登録制（平成 21 年 4 月実施）により排出者及び排出量を明確化し、ごみ処理経費単価の見直しの検討等を行うとともに、事業者のごみ減量意識のさらなる醸成を図る。また、ごみ減量等推進員等の協力により、事業者へのごみ出しルールの徹底、ごみの減量・資源化への指導を強化する。
- ・循環型社会の形成に向け、“もの”の製造・販売元である事業者に対して、“もの”が循環利用されることについての拡大生産者責任の明確化を求める。そのために当面、ペットボトル、プラスチック類については、経費負担を含めた事業者の自主回収が行われるよう要請し、事業者による資源物自主回収が拡大されるようとする。
- ・全ての事業者に対し、環境マネジメントシステム（ISO14001 またはエコアクション 21）に関する情報提供や、壊れたものの修理コーナーの設置等の“もの”の循環利用を促進させるためのシステム確立を要請する等、環境に配慮した事業活動を進めよう働きかけるとともに、こうした事業活動を支え、進めることができるよう市民の意識改革を図る。
- ・事業所から発生する全てのごみについて、自己処理責任を遵守できるよう、自らが排出しているごみ量を把握し、減量・再利用計画を策定できるよう必要な対策を講じる。
- ・OA用紙や段ボール、びん類、缶類等、比較的資源化しやすいものから、資源化の可能性を調査し、実践できる仕組みづくりを支援する。

【調布市】

- ・ごみ減量、リサイクル、意識啓発、市の環境施策への協力等に取り組む事業所をエコ・オフィスとして認定（P. 11・表 6 参照）し、市民に P R することにより、いっそうの取組強化を促す。
- ・マイバッグ持参の呼びかけ、簡易包装の実施、資源物の自主回収等に取り組む店舗をリサイクル協力店に認定（P. 11・表 6 参照）し、協力店が市民に積極的に利用されるよう P R を行う。
- ・ペットボトルやトレイ、牛乳パック等が「買ったお店」で回収され、製造・販売事業者の手によって資源化、再利用されるシステムを確立するため、店頭回収の情報を広く市民に提供するとともに、事業者による自主的な取り組みに対する支援策について検討する。
- ・大規模事業者については、廃棄物管理責任者を選任させ、事業系一般廃棄物の再利用計画書を毎年度提出させることにより、ごみの減量、リサイクルの推進を自主的かつ積極的に取り組むよう誘導する。

- ・中小規模の事業者に対しては、共同で資源回収を行う仕組みを紹介するなどの支援により、処理コストの低減とごみ減量、リサイクルが推進されるよう誘導する。
- ・公立小学校を対象に生ごみ処理機を設置（表7参照）し、効果を検証したうえで順次、対象の拡大を検討していく。

表5 ごみ減量・リサイクル協力店の認定状況（三鷹市）

	H22	H23	H24
ごみ減量・リサイクル協力店	26 店	26 店	29 店

表6 エコ・オフィスやリサイクル協力店の認定状況（調布市）

	H22	H23	H24
エコ・オフィス	46 事業所	45 事業所	41 事業所
リサイクル協力店	17 店	17 店	18 店

※エコ・オフィスは、協力の度合いによりランク付けを行っている。

表7 学校での生ごみ処理機の取組み状況

三鷹市	調布市
エコ野菜地域循環事業として実施。 中原保育園、大沢台小学校等を対象に実施。生成した堆肥を利用し、栽培した野菜を学校で消費。	公立小学校を対象に実施。 平成24年度時点では20校中16校に設置。

(2) 処理体制

ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

両市はこれまで、資源循環型社会の形成を目指し、ごみの減量・リサイクルの推進に取り組んできた。「クリーンプラザふじみ」の稼働により熱回収が行われるようになった後においても、その重要性は変わらないとの認識の下、処理体制の充実に努めることとする。

家庭系ごみの分別区分については、「クリーンプラザふじみ」の稼働にあわせ、両市及びふじみ衛生組合の三者間で調整を図り、可能な限り統一化した。両市においては、この分別区分を基に収集、集積、処理等の体制を構築しているが、中長期的に安定した処理体制を維持するためには、分別区分、収集方法等の今後の変化も視野に入れる必要がある。具体的には、希少金属の再資源化の取り組み、資源物の持ち去り禁止対策、少子高齢社会の進行等に伴う収集量の変動、組織・人員の見直し等である。

また処理施設については、三鷹市においては閉鎖した三鷹市環境センターの将来的な活用、調布市においては今般の調布市クリーンセンターの移転による安定性・効率性の向上、ふじみ衛生組合においては老朽化が進む「ふじみ衛生組合リサイクルセンター」の更新がそれぞれの課題となっている。

さらに、家庭系ごみのいっそうの資源化を推進するため、生ごみのバイオガス化施設の導入についても調査・検討することとしている。現状においては、不純物混入による機器の故障が多いなど安定性の確保が技術上困難であること、収集運搬コストが増加すること、ほぼ全域が市街化区域である両市の特性から立地場所の選定が困難であることなどの理由から、当面、設置を見送ることとしているが、今後の動向を注視していく必要がある。

なお、家庭ごみの分別区分及び処理方法については、表8（P.14）のとおりである。また参考として、添付資料3「現在のごみの分別区分」（P.20～22）を添付する。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系一般廃棄物については、両市とも自己処理を基本としつつ、家庭系ごみの処理に影響を及ぼさない範囲で収集し、家庭ごみと同様に処理している。今後は、この処理体制を継続するとともに、資源回収や熱回収を積極的に進める。

また、事業者に対しては、事業者から提出されたごみ減量及び再利用等に関する計画書をもとに減量化指導や事業者の自主的な資源回収システムが構築できるよう、情報収集と情報提供に努めることとする。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

両市では、全ての施設で産業廃棄物の受入れを行っておらず、今後も受け入れを行わないこととする。

エ 焼却処理後の残渣等の処理の現状と今後

東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設が平成18年7月に稼働を始めしており、「クリーンプラザふじみ」において焼却処理を行った後の残渣は、このエコセメント化施設で資源化を進めているところである。今後も、処理残渣については、エコセメント化施設で資源化を進め、埋立処分量ゼロを維持することとする。

オ 今後の処理体制の要点

今後の処理体制に係る要点は、次のとおりである。

- ◆ 資源循環型社会の形成を推進するためには、従来のごみ減量・リサイクルの取り組みの重要性は変わらない。
- ◆ 予測される中長期的な変化に柔軟に対応できる処理体制を構築する。
- ◆ 資源化施設の安定性、効率性の向上を図るため、調布市クリーンセンターの早期移転を図る。

表 8 家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状(平成24年度)							今後(平成31年度)			
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績 (トン)	分別区分	処理方法	処理実績 (トン)	処理施設等		処理量 (トン)	
							一次処理	二次処理		
燃やせるごみ 燃やせるごみ	熱回収発電 熱回収発電	平成21年度までは三鷹市環境センター等、平成25年度からはクリーンプラザふじみ	28,170 燃やせるごみ 燃却	28,170 燃やせるごみ 燃却	熱回収発電 クリーンプラザふじみ(可燃)	30,795 58,784 (燃却残さ) (エコセメント化施設)				
燃やせないごみ 燃やせないごみ	破碎・焼却 破碎・焼却	平成21年度までは三鷹市環境センター等、平成25年度からはクリーンプラザふじみ	2,088 燃やせないごみ 破碎・運別	2,088 燃やせないごみ 破碎・運別	破碎・運別 焼却	3,993 6,136 (破碎残さ) (クリーンプラザふじみ (可燃))				
粗大ごみ 粗大ごみ	可燃 不燃	平成21年度までは三鷹市環境センター等、平成25年度からはクリーンプラザふじみ	699 1,202	699 粗大ごみ 不燃 鐵類	可燃 破碎・運別 調布市クリーンセンター	763 254 385 4,245 10,467 1,261 1,931 1,621 444 611 6 3 55	粗大ごみ 不燃 鐵類 (調布市ののみ)	不燃 破碎・運別 調布市クリーンセンター	763 254 385 4,245 10,467 1,261 1,931 1,621 444 611 6 3 55	1,262 1,367 (破碎残さ) (クリーンプラザふじみ (可燃))
プラスチック類							プラスチック類			
古紙							古紙			
布類							布類			
ビン	リサイクル						ビン (調布市ののみ)			
缶							ビン・缶 リサイクル			
ペットボトル							缶			
鉄類							ペットボトル 鉄類(三鷹市ののみ)			
紙パック							紙パック			
有害ごみ							有害ごみ			
							委託			
							委託			
							77			
							28			
							3			
							153			

(3) 処理施設の整備

上記(2)の処理体制を構築するため、表9のとおり必要な処理施設の整備を行う。

表9 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	マテリアルリサイクル推進施設 (リサイクルセンター)	調布市クリーンセンター機能移転事業	(集積、選別、圧縮) 缶:2.9t/日	調布市野水2丁目	H29~H30
2	マテリアルリサイクル推進施設 (ストックヤード)	調布市クリーンセンター機能移転事業	(集積、選別) 2,300m ² (80.7t/日)	調布市野水2丁目	H29~H30

※ 参考として、添付資料4「現有施設の概要」(P.23)を添付する。

(整備理由)

分散している機能を集約した恒久的な施設を整備することにより、安定的、効率的なリサイクルの推進を図る。

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の処理施設の整備に先立ち、表10のとおり計画支援事業を行う。

表10 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業時期
31	調布市クリーンセンター機能移転事業に係る移転計画 (施設基本計画)	施設基本計画	H26~H27
	調布市クリーンセンター機能移転事業に係る測量	測量	H28
	調布市クリーンセンター機能移転事業に係る地質調査	地質調査	H28
	調布市クリーンセンター機能移転事業に係る生活環境影響調査	生活環境影響調査	H28
	調布市クリーンセンター機能移転事業に係る実施設計	実施設計	H28

(5) その他の施策

資源循環型社会を形成するため、両市では次の施策を実施してきたが、今後も継続・強化していくこととする。

ア 再生利用品の需要拡大事業

庁内および公共施設内において、環境マネジメントシステム ISO14001 の活用等により、自ら積極的な再生品利用（グリーン購入）を進めるとともに、市民及び事業者に対して、資源物の分別排出と再生品の使用を情報提供する。

熱回収施設から発生する焼却残さ等は、東京たま広域資源循環組合で進めているエコセメント化施設に搬入し、生成されたエコセメント製品は、積極的に利用するとともに、事業者に対しても使用するよう働きかける。

イ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、適切な回収、再商品化がなされるよう、市民、事業者に指導を行うとともに、許可業者の協力を得て、許可業者の事業所内に受付センターを設置し、市民からの電話での申し込みに応じ、市民宅から収集し、指定取引場所へ運搬を行っている。

今後もこの処理体制を維持・継続するとともに、適切な回収、再商品化がなされるよう普及啓発を行うこととする。

ウ 不法投棄対策

不法投棄を防止するため、市民・事業者の協力や郵便局等の関係機関・団体等との連携を図りながら、パトロールや監視・通報体制を構築してきた。

今後も、継続して実施していくとともに、さらに監視・通報体制を拡大・充実し、不法投棄対策の強化を図ることとする。

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

両市では、震災や水害等の災害時に備え、災害ごみの収集、運搬、仮置き場、処理方法や周辺自治体や民間業者等の協力体制等を含めた処理マニュアルの作成を進めている。

今後は、周辺自治体や民間業者等と協議を進め、早期作成に向けて取り組むこととする。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

両市は毎年、計画の進捗状況を把握し、結果を公表するとともに、必要に応じて、東京都及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価および計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果を取りまとめ、計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させる。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直す。

添付資料 1

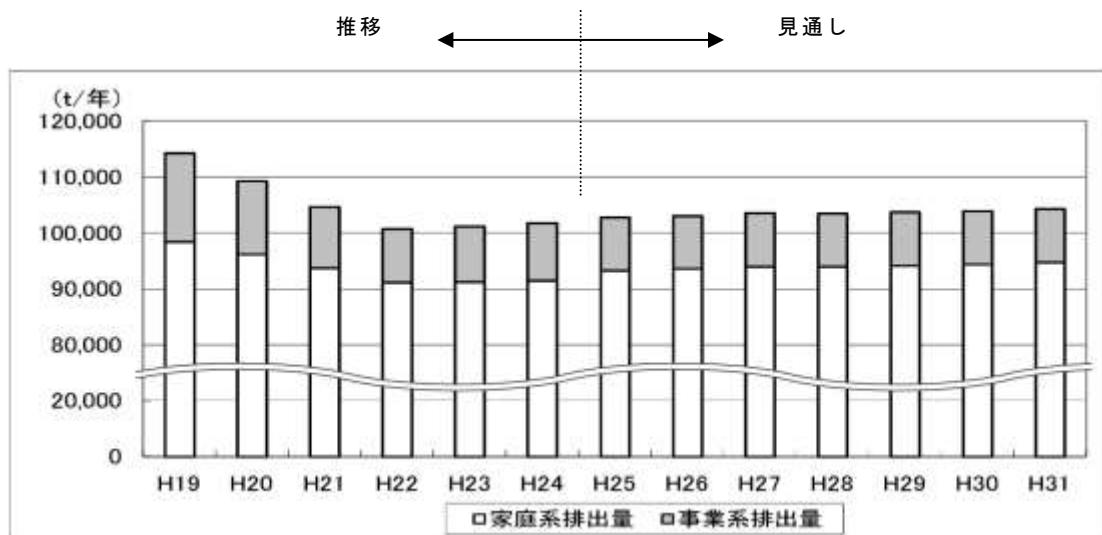


(平成 25 年 4 月 1 日現在)

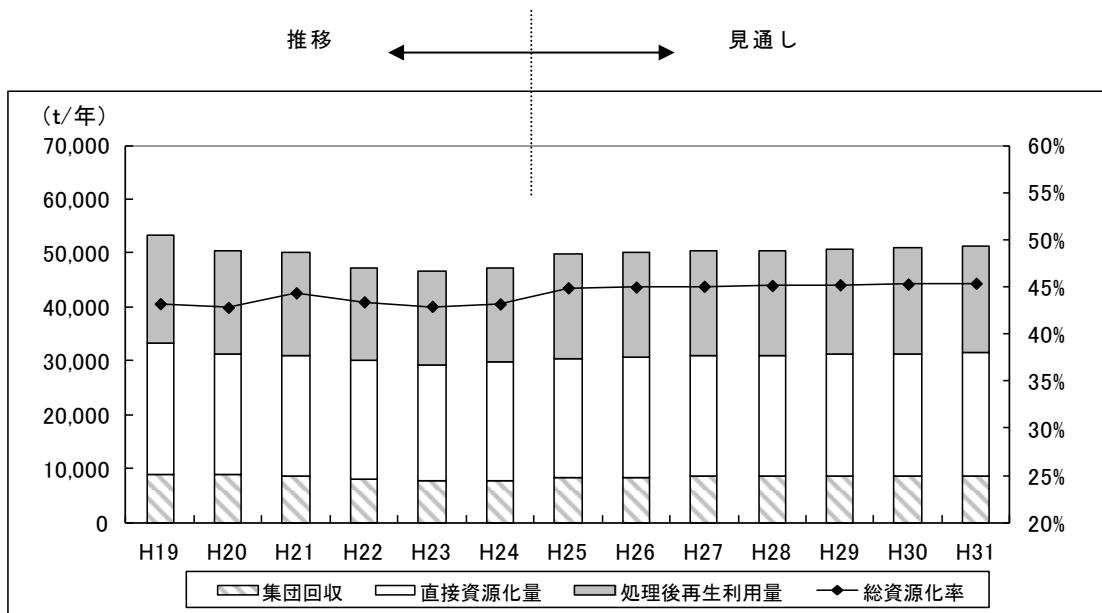
対象地域図

添付資料 2

目標の設定に関するグラフ等



添付図 ごみ排出量の推移と見通し



添付図 再生利用量の推移と見通し

添付資料 3

分別区分説明資料

○ 三鷹市のごみ分別区分の一例 (家庭系ごみ)

曜日	種類	内 容
月 Mon.	プラスチック類 Plastics	硬質・軟質のプラスチック製品 プラスチックのマークのあるもの、瓶のパック、発泡トレイ、ビニール、ラップ、発泡スチロール、ペットボトルのキャップ、フィルム、レジ袋など ★汚れているものは軽くすすぐ。
	有害ごみ Hazardous waste	「体温計、蛍光灯、乾電池」 「スプレー缶、エアゾール缶、カセットボンベ、使い捨てライター」 ★必ず使い切る。
火 Tue.	指定収集袋 燃やせるごみ Combustible garbage	指定収集袋での収集 生ごみ(よく水を切る)、貝類、乾燥剤、保冷剤、木の板、リサイクルできない紙、リサイクルできない布類、ゴム製品、皮革製品など 有料化の対象外となるごみ 計定袋(長さ80cm、1本8cm角以下で直径50cm以下に束ねたもの)、落ち葉、草、紙おむつ(ペット用除く)(汚物はトイレに捨ててから)
水 Wed.	2週目と4週目 The 2nd & 4th 指定収集袋 燃やせないごみ Non-combustible garbage	指定収集袋での収集 ガラス製品(電球を含む)、せともの類、金属類(アルミニウムホイルを含む)、小型家電製品(1辺が30cm未満のもの)、ぬいぐるみ ビニール傘、ハンガー、おもちゃ、パケツ、ビデオ・カセットテープ
	古 紙 Waste Paper (新聞、雑誌、段ボール、雑紙) News paper, Magazine, Corrugated card board & Other papers	★種類別に分別し、ひもで十字に束ねる。 ★雑紙(名刺サイズ以上の紙、お菓子の箱などのホール紙、ポスター、カレンダー、ノートなど)は紙袋へ入れるか、ひもで十字に団くしばる。
木 Thu.	古 着 Used Clothes	着用可能な衣類・肌着・下着、使用可能な毛布・シーツ・タオルケット・カーテン ★雨や雨の降りそうな日には出さない。 ★袋に「古着」と表示。
	1週目と3週目 The 1st & 3rd ペットボトル PET bottles	飲料用、しょうゆ用、酒類用、食用油脂用まらない調味料用 ★キャップははずしてプラスチック類へ。 ★軽くすすぐ。 ★軽くぶつけて出す。
	2週目と4週目 The 2nd & 4th 空きびん・空き缶 Empty bottles & cans	飲料びん、食品のびん(キャップやふたははずす) 飲料缶、缶詰の缶(ペットフードも可)、海苔・葉子・茶等の缶、アルミ・スチール製のふたやキャップ ★飲料・食品のびん・缶ははずすいでください。 ★容器、かご又は半透明の袋に入れて、他のごみと同じ場所に出す。
金 Fri.	指定収集袋 燃やせるごみ Combustible garbage	指定収集袋での収集 生ごみ(よく水を切る)、貝類、乾燥剤、保冷剤、木の板、リサイクルできない紙、リサイクルできない布類、ゴム製品、皮革製品など 有料化の対象外となるごみ 計定袋(長さ80cm、1本8cm角以下で、直径50cm以下に束ねたもの)、落ち葉、草、紙おむつ(ペット用除く)(汚物はトイレに捨ててから)

○ 調布市のごみ分別区分（家庭系ごみ）

●燃やせるごみの出し方

ごみの種類（主なもの）

- 生ごみ ●貝殻
- ティッシュペーパー
- キッチンペーパー
- たばこの吸殻
- シュレッダーごみ ●写真
- 汚れや破損がひどいほろ布類・衣類
- 衛生用品
- 使用済みの財前着・包帯などの衛生用品
- 掃除機からのごみ
- 洗濯機からの洗くずごみ
- 紙くず類（感熱紙・カーボン紙）
- 落ち葉類
- おむつ ●保冷剤 ●使い捨てカイロ
- 革製品（カバン・グローブなど） 平成25年4月1日から
●ゴム類（長くつな） 分別区分が変わりました。
- その他（一边が40cm未満の燃やせるもの）
※ごみの分別一覧表（P18～19）もご参照ください。

出し方

燃やせるごみ専用
指定収集袋に入れる

カラスや猫などによる被害が多い場合は、指定収集袋をボリバケツなどに入れて出すこともできます。

●事業系ごみの處理については PBをご覧ください。

出すときの注意点

- 生ごみは、必ず水をよく切ってから出してください。
「水切りネット もうひと握り」
- 名刺サイズ以上の大きさの紙は「古紙」として排出する事ができます（P15をご覧ください）。
- 竹串は危ないないように、先を折るなどして出してください。
- てんぐら油などは、紙や布に染み込ませてから出してください。
- 牛乳パック（飲料用紙パック）は大切な資源です。購入先の回収ボックスか、牛乳パック回収ステーション（P14をご覧ください）に出して、リサイクルにご協力ください。

せん定した枝木をリサイクル

●対象●

- ①幹の太さが8cm以下、長さ1m以下の枝木の板を除く
- ②自宅敷地内の樹木を自らせん定したもので、チップ化した枝木を自家敷地内に自己貯蔵できる方

●対象とならないもの●

- 竹、ウルシ、ショウヂクツワ、アセビ、松、イチョウ、シユロ、バラ、薬食した樹木、毒のいる樹木、落ち葉、草花、木材等

チップ化したせん定枝は庭において堆肥の材料に使ったり、土と混ぜて堆肥等にしてご活用ください。

●説明時間●
丹羽日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9:00～11:30 午後1:30～3:30

●申込方法●
電話による予約制
業務係：☎ 042-481-7886

●その他●
枝を同じ方向に向けで30cm程度の束にする。トゲのある樹木は、刃にして尖ねてください。その他、申込み時に注意点等の説明があります。

●燃やせないごみの出し方

ごみの種類（主なもの）

- 金属類（なべ・アルミホイルなど）
- ガラス類（板ガラス・コップなど）
- 陶器類（茶碗・皿など）
- 小型電器製品（ドライヤー・ビデオテープ・ポットなど）
- 電球 ●CD等メディア類
- 傘 ●パケット ●ハンガー
- おもちゃ・ぬいぐるみ
- 化粧品の瓶 ●一斗缶
- 容器包装以外のプラスチック製品
- その他（一边が40cm未満の燃やせないもの）

出し方

燃やせないごみ専用
指定収集袋に入れる

●事業系ごみの處理については PBをご覧ください。

出すときの注意点

- 包丁や削れた瓶・コップ・食器などは、新聞紙や布などに包み、「キケン」と書いた紙を指定収集袋に貼るなどして、危険のないように出してください。
- ガステーブル・カセットコンロなどが原因による車両火災が後を絶ちません。これらは大きさにかかわらず最大ごみに出してください。（カセットボンベは、使いきってから有害ごみに出してください。）
- 乾電池を用いた虫もちゃ・小型電器製品などを出すときは、必ず乾電池を後き取ってから出してください。乾電池は有害ごみとして出してください。
- 傘は袋から出てもかまいません。

⑥ 有害ごみの出し方

ごみの種類（主なもの）

- 蛍光灯 ●乾電池・ボタン電池 ●カセットボンベ
- 体温計（水銀入り） ●スプレー缶
- ライター（中身を使い切ったもの）

※事務所から出る有害ごみは、市では収集できませんので、専門業者に廃棄を依頼してください。

出し方

袋に入れずに、カゴやバケツなどの容器に入れる

出すときの注意点

- 燃やせないごみと収集袋は同じですが、必ず分けて出してください。
- 蛍光灯は破損防止のため、購入したときの箱に入れて出すことができます。
- スプレー缶は中身を使い切って穴を開けず有害ごみに出してください。

携帯電話やPHSの回収

携帯電話やPHSの廃品の際には、ごみとして出さず、モバイル・リサイクル・ネットワーク参加盟店（携帯電話の販賣店など）で処理を依頼してください。右記のようなロゴマークのあるお店では、メールカーブランクに關係なく無償で回収しています。商店街では、個人情報消去を行つたうえで、資源としてリサイクルできるようお願いしています。くわしくは、モバイル・リサイクル・ネットワークのホームページをご覧ください。



小形充電式電池（ニカド電池など）の回収

代表的な小形充電式電池としては、「ニカド電池」「ニッケル水素電池」「リチウムイオン電池」があります。充電池などの使いきりの電池と違い、充電して使える電池が充電式電池です。小形充電式電池はリサイクルできる電池です。使用済の小形充電式電池は、電気店、スーパー、ホームセンターなど「リサイクル協力店」で回収をしています。青色リサイクルボックスが目印です。回収場所の詳細につきましては、「一般社団法人JBCO」のホームページ内の「リサイクル協力店検索」をご利用ください。



●資源物の出し方

資源物の種類(主なもの)		出し方	出すときの注意点
容器 包装 フ ラ ス チ ック	資源として収集する「プラスチック」は、商品を入れているプラスチック製の「容器」や、商品を包んでいるプラスチック製の「包装」で、基本的に「プラスチックマーク」が付いているものです。	透明もしくは半透明の袋に入れる	<ul style="list-style-type: none"> ●プラスチック製の商品本体(おもちゃ・ハンガー・パケツ・ビデオテープ・カセットテープ・CD・ビニール傘・文具など)で、「容器」や「包装」でないものは対象となりません。燃やせないごみへ出してください。
	●袋(スナック・ラーメン・レジ袋)		
	●トレイ ●発泡スチロール		
	●パック・カップ (カップ類・コンビニ弁当の容器)		
	●(みかんなどの)ネット・ ペットボトルのふた		
	●ボトル類 (シャンプーなど)		
上記以外は燃やせないごみで出してください。			

牛乳パック拠点収集

牛乳パック(飲料用紙パック)は大切な資源です。購入先の回収ボックスか、右記の牛乳パック回収ステーションに出して、リサイクルにご協力ください。



(注意)カビの発生を防ぐため、必ず手順どおりの操作をお願いします。
右記回収ステーションでは内筒が廃棄(アリミ禁物)の紙パックも、回収することができます。リサイクルにご協力ください。

牛乳パック回収ステーション	
地名	駅前駅構内
入 石 町 入間市立緑ヶ丘セントラル、西武入間駅前店	川 井 町 西武入間駅前
上 石 町 白石地域緑化センター、白石元町、コープ	多 田 町 まちづくりセンター、白石元町、なげや商店 多田町、クイーンズホリデーホテル内店、インテリゲン
中 井 台 駒野台地区緑化センター	多 寺 町 多寺町、多寺駅前
南 町 駒野町駒野町、すみつけ	鶴 市 三 云 鶴ヶ島駒野町、鶴ヶ島テラモ藤原
小 野 町 開南市役所、鶴ヶ島駒野町センター、西友開南店、	多 予 町 多予地区緑化センター、コフレック庄川豪雪館、神 代川橋、代川橋西口、オオサキマート庄川
北 里 町 北里駅前店	大 木 町 菊川地区緑化センター、富士見駅前駅前
下 石 町 下石駅前緑化センター	多 久 町 しのくま駅前
東 大 作 町 東大作地区緑化センター、市立豊岡深谷分館	鶴 久 町 鶴ヶ島地区緑化センター、鶴ヶ島駅前駅前
深 大 作 町 ハーバー深谷店、深大作駅前	ハ ま 町 第二オピーの駅
深 大 作 町 フォーリーフィールド、ひまわり	

平成25年1月現在

「資源物地域集団回収をはじめてみませんか」

資源回収団体に市から奨励金が支払われます

資源物の種類(主なもの)		出し方	出すときの注意点
古 紙	●新聞 ●雑誌・本 ●ダンボール		<ul style="list-style-type: none"> ●古紙は雨の日も収集します。
	●雑紙(お菓子の箱・はがき・封筒・メモ用紙・コピー用紙・チラシ・商品を包んでいる包装紙・紙袋など、名刺サイズ以上の大きさの紙)		<ul style="list-style-type: none"> ●新聞の販売店初回がある場合は、そちらを利用してください。
	●衣類 ●毛布 ●シーツ ●カーテン(金具をはずして)		<ul style="list-style-type: none"> ●新聞と段ボールは一緒にしないで、別々に出してください。
布 類	●飲料用・食用の瓶 (酒・ビール・ジュース・ジャム・調味料などの瓶) ※瓶のラベルははがさなくて結構です。		<ul style="list-style-type: none"> ●資源物にならない紙類・ 感熱紙・カーボン紙・写真・紙コップ・洗濯洗剤の箱・シルエッターにかけた紙・汚れたひどい紙・油のついた紙・シール・台紙等
	●衣類 ●毛布 ●シーツ ●カーテン(金具をはずして)		<ul style="list-style-type: none"> ●燃やせるごみに出してください
	●飲料用・食用のカン (ビール・ジュース・調味料・缶詰などのカン) ※カンはつぶさなくて結構です。		<ul style="list-style-type: none"> ●衣類は濡れるとリサイクルできないので 雨の日には出さないようご協力ください。
ビ ン	●飲料用・食用のカン (ビール・ジュース・調味料・缶詰などのカン) ※カンはつぶさなくて結構です。		<ul style="list-style-type: none"> ●衣類のボタン・フスナーなどは付いたままで結構です。
	●飲料用・食用のペットボトル (ジュース・お茶・調味料などのペットボトル)		<ul style="list-style-type: none"> ●袋には入れないでください。
	●飲料用・食用のペットボトル (ジュース・お茶・調味料などのペットボトル)		<ul style="list-style-type: none"> ●中を軽く水でぬいでから出してください。
カ ン	●飲料用・食用のペットボトル (ジュース・お茶・調味料などのペットボトル)		<ul style="list-style-type: none"> ●プラスチック製の「ふた」は プラスチックの収集日に、 金属の「ふた」は燃やせない ごみの収集日に出してください。
	●飲料用・食用のペットボトル (ジュース・お茶・調味料などのペットボトル)		<ul style="list-style-type: none"> ●化粧品の瓶や塗料のカンなど、飲料用・食用以外の 瓶やカンは燃やせないごみ に出してください。
	●飲料用・食用のペットボトル (ジュース・お茶・調味料などのペットボトル)		<ul style="list-style-type: none"> ●斗缶はつぶして燃やせないごみ に出してください。
ペ ット ボ トル	●ペットボトルのラベルははがさなくて結構です。 必要に応じて軽くつぶしてください。 ふた(キャップ)はプラスチックごみへ。		
	●ペットボトルのラベルははがさなくて結構です。 必要に応じて軽くつぶしてください。 ふた(キャップ)はプラスチックごみへ。		
	●ペットボトルのラベルははがさなくて結構です。 必要に応じて軽くつぶしてください。 ふた(キャップ)はプラスチックごみへ。		

●粗大ごみの出し方(主に一边が40cm以上の大型ごみ)

粗大ごみを 出ししたい	1申込	2特定廃棄物処理券購入	3収集日当日は朝8時までに
	<p>1申込</p> <p>東京市粗大ごみ受付センター ☎ 03-5296-7600 月～土曜日 (午前8時～午後7時) (年末年始を除く)</p> <p>インターネットからも申込みができます。 http://www.city.chofu.tokyo.jp/</p>	<p>2特定廃棄物処理券購入</p> <p>315円(税込) 630円(税込) 特定廃棄物処理券の枚数(10～11枚)で ご購入ください(平成25年6月度販売予定)。 ※これまでの粗大ごみ処理券(315円券、 630円券)も使えます。</p>	<p>3収集日当日は朝8時までに</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特定廃棄物処理券は粗大ごみの荷立つところに貼ってください。 ●立合は必要はありません。 ●高齢者世帯(他の世帯)は、収集が終わるまで大切に保管しておいてください。
ご注意ください	<p>※混み合う場合があります ので、引越し専門の場合 余裕をもってお申込みください。</p> <p>※粗大ごみの出しができる粗大ごみの数は10点までです。</p> <p>※店舗や会社(事務所)などの事業所から出る粗大ごみは、市では収集しません。</p> <p>※冷蔵(冷凍)庫・洗濯機・衣類乾燥機・テレビ・エアコン・パソコン・振動機付自転車などは、市では収集できません(P17)。</p> <p>※特定期間で粗大ごみの出しができる粗大ごみの数は10点までです。</p> <p>※店舗や会社(事務所)などの事業所から出る粗大ごみは、市では収集しません。</p> <p>※特定廃棄物処理券は粗大ごみに貼りお持込みください。</p>		
クリーンセンターに持込む場合	<p>※混み合う場合があります ので、引越し専門の場合 余裕をもってお申込みください。</p> <p>※粗大ごみの出しができる粗大ごみの数は10点までです。</p> <p>※店舗や会社(事務所)などの事業所から出る粗大ごみは、市では収集しません。</p> <p>※冷蔵(冷凍)庫・洗濯機・衣類乾燥機・テレビ・エアコン・パソコン・振動機付自転車などは、市では収集できません(P17)。</p> <p>※特定期間で粗大ごみの出しができる粗大ごみの数は10点までです。</p> <p>※店舗や会社(事務所)などの事業所から出る粗大ごみは、市では収集しません。</p> <p>※特定廃棄物処理券は粗大ごみに貼りお持込みください。</p>		

添付資料4

現有処理施設の概要

○ 本計画の関連施設

【焼却施設】

施設名称	施設形式	稼働年月	施設規模 (t / 日)	1炉の能力 (t / 日)	炉数 (炉)	熱利用状況等
クリーンプラザ ふじみ	全連続燃焼式	H25. 4	288	144	2	発電

【不燃・粗大・資源化施設】

施設名称	施設の種類	稼働年月	施設規模	処理方式
ふじみ衛生組合リサイクルセンター	不燃物処理資源化施設 (中央棟)	H6. 12 竣工	73.4 t /5h	選別
	不燃物処理資源化施設 (東棟・北棟)	H22. 6 竣工	7.0 t /5h	破碎 圧縮
調布市クリーンセンター	缶類選別施設	S50. 10 竣工	3.5 t /5h	選別・圧縮
	ストックヤード	H21. 10 移転	約 2,500m ²	

【その他】

施設名称	施設の内容
三鷹市リサイクル市民工房	リサイクル品の展示、リサイクル図書の提供、講習会の開催、フリーマーケット実施
調布市利再来留館	リサイクル品の展示、販売
調布市ビン積替施設	ビンの集積、積替搬送基地

○ その他関連施設

【最終処分場】

施設名称	埋立開始年	埋立期間	埋立面積 (m ²)	全体容量 (m ³)
東京たま広域資源循環組合 谷戸沢処分場	S59. 4	完了	220,000	380 万
東京たま広域資源循環組合 二ツ塚処分場	H10. 1	約 16 年間	184,000	370 万

※東京たま広域資源循環組合は、両市を含む多摩地域の 25 市 1 町の自治体で構成される。

【エコセメント化施設】

施設名称	稼働年月	施設規模 (t / 日)	エコセメント生産能力 (t / 日)
東京たま広域資源循環組合 エコセメント化施設	H18. 7	焼却残渣等の処理量 約 300	430

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1（平成 26 年度）

1 地域の概要

(1) 地域名	三鷹市・調布市	(2) 地域内人口	403,158 人 (H25.4.1 日現在)	(3) 地域面積	38,03 km ²
(4) 構成市町村等名	三鷹市・調布市・ふじみ衛生組合	(5) 地域の要件*	① 人口	面積	沖縄 糸島 奄美 豊雪 山村 半島 過疎 その他
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 三鷹市、調布市	設立（予定）年月日：	昭和35年 1月19日 設立、許可		
設立されていない場合、今後の見通し：	設立されない場合、今後の見通し：	規約変更	平成25年 7月1日		

* 交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状（排出量に対する割合）					目標
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
排出量	事業系 総排出量 (トン)	15,772	13,082	10,904	9,570	9,871	10,235
	1 事業所当たりの排出量 (t/事業所)	1,26	1,03	0,84	0,76	0,80	0,86
	家庭系 総排出量 (トン)	98,465	96,235	93,759	91,194	91,282	91,498
	1 人当たりの排出量 (kg/人)	158,20	156,60	149,80	144,00	144,80	143,40
	合 計 事業系家庭系排出量合計 (トン)	114,238	109,317	104,662	100,765	101,153	101,733
再生利用率	直接資源化量 (トン)	24,310 (21.5%)	22,514 (20.6%)	22,391 (21.4%)	21,848 (21.7%)	21,364 (21.1%)	22,948 (22.0%)
	総資源化量 (トン)	53,188 (46.0%)	50,523 (46.2%)	50,209 (48.0%)	47,230 (46.9%)	46,754 (46.2%)	51,195 (49.3%)
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量 MWh)	0	0	0	0	0	3,500万
	(余熱利用施設供給 GJ/h)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(5)
中間処理による減量化量	中間処理前後の差 トン	69,984 (61.3%)	67,551 (61.8%)	63,056 (60.2%)	61,662 (61.2%)	62,241 (61.5%)	62,262 (61.2%)
最終処分量	埋立最終処分量 (トン)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)

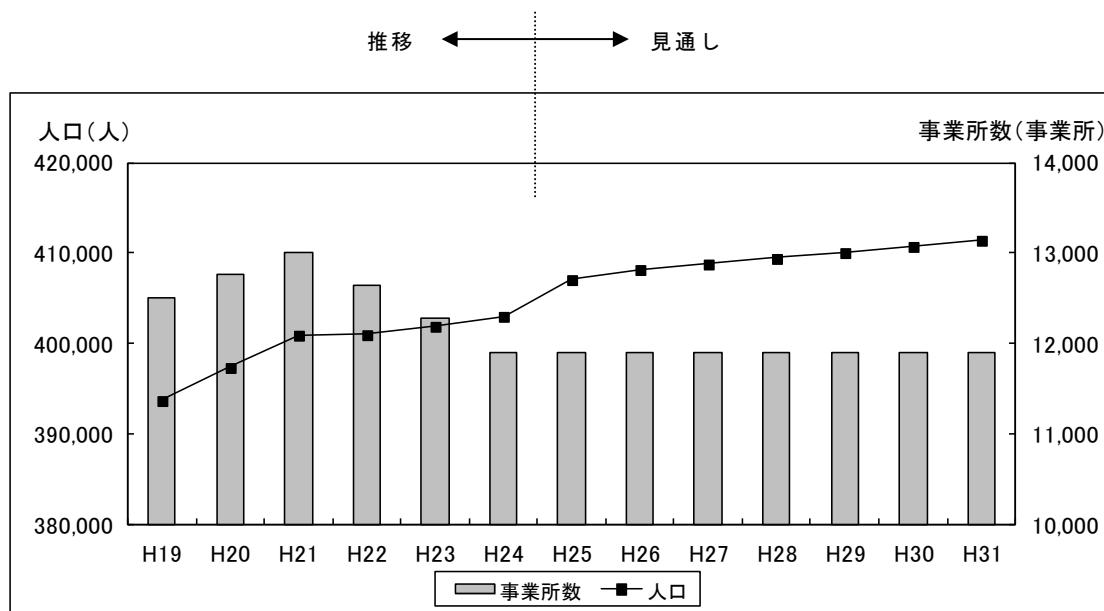
※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付している。（様式1（添付資料1）参照）

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

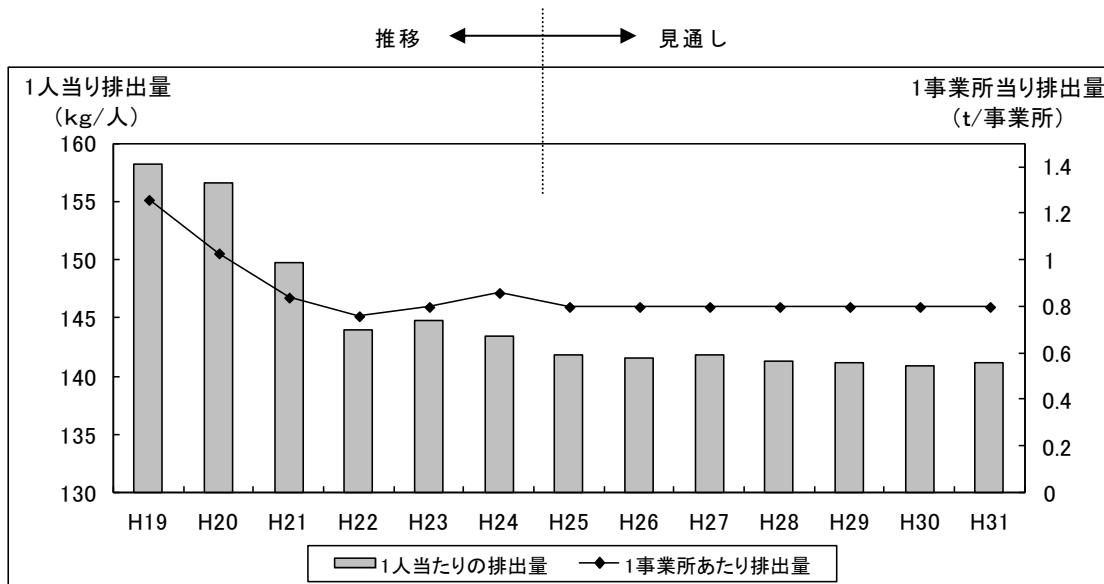
施設種別	事業主体	現有施設の内容	更新、廃止、新設の内容			備考
			型式及び処理方式	處理能力(単位)	開始年月	
高効率ごみ発電施設	ふじみ衛生組合	全燃焼式 有	288トン/日	H25.3竣工		クリーンプラザふじみ
	ふじみ衛生組合	不燃物処理資源化施設 有	81t/5h	H6.12竣工		ふじみ衛生組合クリーンセンター
調布市	丘／選別・プレス処理 無	3.5t/5h	S50.10竣工 H21.10多拵	H30.10	施設移転のため	調布市クリーンセンター
調布市	ストックヤード 無	約2,500m ²	S50.10竣工 H21.10多拵	H30.10	施設移転のため	調布市クリーンセンター
不燃・粗大・資源化施設	調布市				選別、圧縮	調布市新クリーンセンター（リサイクルセンター）缶（集積、運搬、正縮）
	調布市					調布市新クリーンセンター（ストックヤード）古紙、布、ひん、粗大（集積、運搬）
	三鷹市					三鷹市サイクル市手工房
その他	調布市					調布市利再利用館
	調布市	ビンの積替施設 無		H24.12移転	H30.10	施設移転のため
						調布市ビン積替施設

様式 1（添付資料 1）

指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ



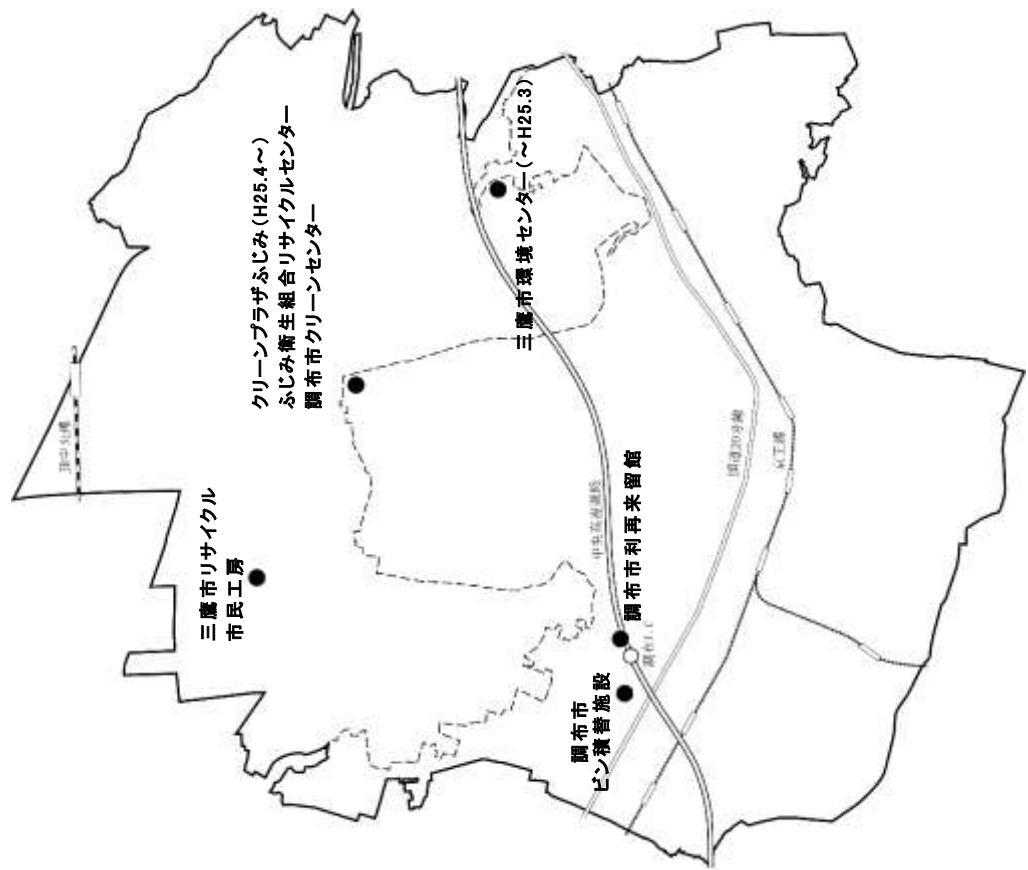
添付図 人口・事業所数の推移と見通し



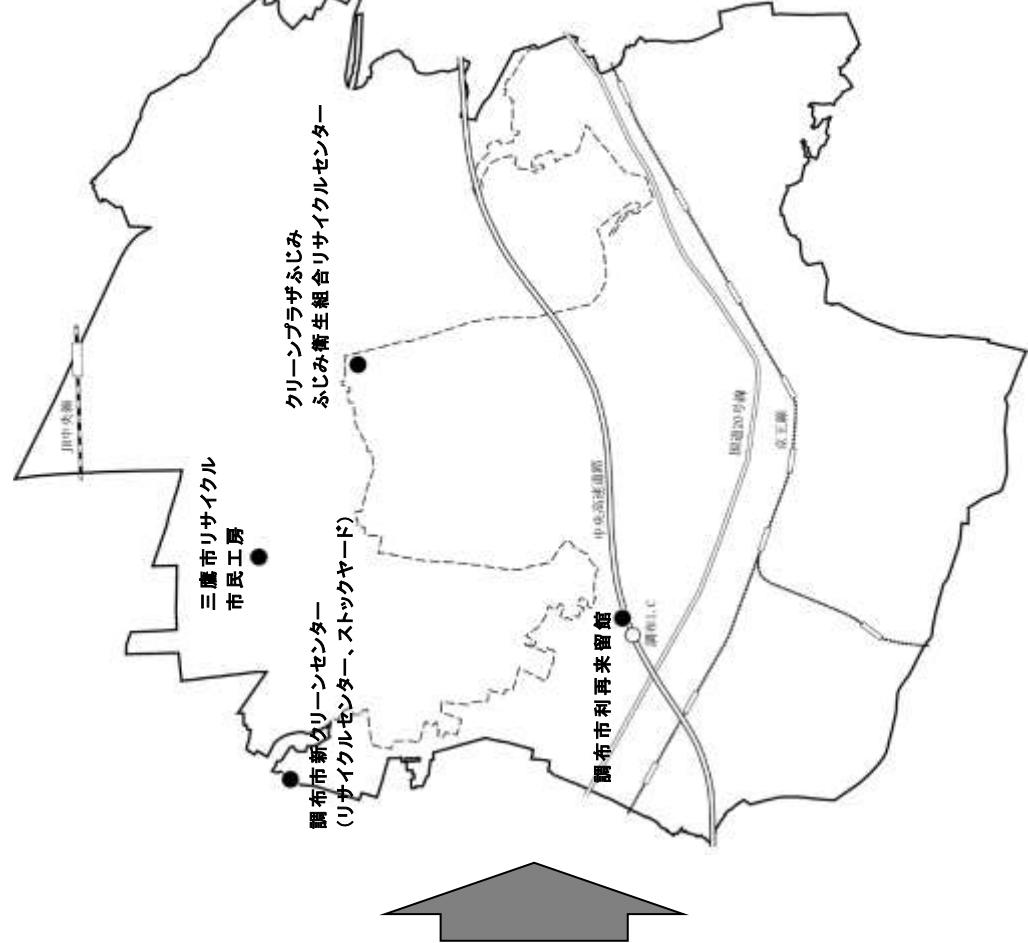
添付図 ごみ排出量(原単位)の推移と見通し

様式1（添付資料2）

地域内の施設の現況と将来（位置図）



現況の施設



将来の施設

様式2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2（平成26年度）

事業種別	事業番号	事業主体 名称	規模	事業期間 交付期間		総事業費(千円)				交付対象事業費(千円)				備考				
				単位	開始	終了	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 26年度	平成 27年度					
○処理施設の整備に関する事業							1,592,568	0	0	0	238,885	1,353,683	953,046	0	0	0	142,956	810,090
リサイクルセンター整備	1	調布市	29 t/d	H29	H30	323,781				48,567	275,214	235,041				35,256	199,785	
ストックヤード整備	2	調布市	2,300 m ²	H29	H30	1,268,787				190,318	1,078,469	718,005				107,700	610,305	
○施設整備に関する計画支援に 関する事業	31	調布市		H26	H28	49,135	4,968	4,104	40,063	0	0	49,135	4,968	4,104	40,063	0	0	
合計							1,641,703	4,968	4,104	40,063	238,885	1,353,683	1,002,181	4,968	4,104	40,063	142,956	810,090

様式 3

地域の循環型社会形成推進のための施策の一覧

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否						備考	
					開始	終了		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度		
発生抑制・再使用の推進に関するもの	11	有料化	家庭系ごみ、事業系ごみの有料化施策の実施	両市	継続	-		継続実施						
	12	環境教育、普及啓発、助成	情報収集・発信、環境教育、イベント開催等の継続・強化、集団回収・生ごみ処理機購入助成の継続実施とアピール	両市	継続	-		継続実施・強化						
	13	マイパック運動・レジ袋対策	マイパック運動の継続実施と小売業者の取り組みアピール	両市	継続	-		継続実施・強化						
	14	事業者への減量・資源化指導等	拡大生産者責任の追求 減量化計画策定等の指導 リサイクル協力店の認定と紹介	両市	継続	-		継続実施・強化						
処理体制の構築、変更に関するもの	21	現分別区分を基本とした処理体制構築	現分別区分を基本とした処理体制の構築	両市	継続	-		徹底・強化						
	22	事業者への減量・資源化指導	事業所による資源回収システム整備支援	両市	継続	-		継続実施・強化						
	23	不燃・粗大ごみ処理資源化施設の検討	今後の施設整備の検討の実施	ふじみ衛生組合	H 25	-		調査、検討						
	24	エコセメント化施設の有効利用	焼却灰等を東京たまエコセメント化施設に搬入（資源化）	ふじみ衛生組合	継続	-		継続実施						
処理施設の整備に関するもの	1	マテリアルリサイクル推進施設（リサイクルセンター）の整備		調布市	H 29	H 30	○						建設工事	関連事業 31
	2	マテリアルリサイクル推進施設（ストックヤード）の整備		調布市	H 29	H 30	○						建設工事	関連事業 31
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	マテリアルリサイクル推進施設（事業番号1,2）の計画支援	施設基本計画の策定	調布市	H 26	H 27	○	計画策定					関連事業 1、2	
			測量の実施	調布市	H 28	H 28	○						関連事業 1、2	
			地質調査の実施	調布市	H 28	H 28	○						関連事業 1、2	
			生活環境影響調査の実施	調布市	H 28	H 28	○						関連事業 1、2	
			実施設計の実施	調布市	H 28	H 28	○						関連事業 1、2	
その他	41	再生利用品の需要拡大事業	自らの減量・資源化実施 エコセメントの積極的利用 市民、事業者への再生品使用のアピール	両市	継続	-		継続実施・強化						
	42	家電リサイクルに関する普及啓発	家電リサイクル法に基づく処理の普及啓発	両市	継続	-		継続実施・強化						
	43	不法投棄対策	監視体制の改善・強化	両市	継続	-		継続実施・強化						
	44	災害時の廃棄物処理体制の整備	早期に処理マニュアルの作成 周辺市町村や民間業者と協議	両市	継続	-		継続実施・強化						

【参考資料様式 1】

施設概要（リサイクル施設系）

都道府県名 東京都

(1) 事業主体名	調布市
(2) 施設名称	調布市新クリーンセンター（リサイクルセンター）
(3) 工期	平成 29 年度～平成 30 年度
(4) 施設規模	缶 : 2.9 t / 日
(5) 処理方式	集積、選別、圧縮
(6) 地域計画内の役割	既存施設の老朽化、資源回収推進
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>

(12) 事業計画額	323,781 千円
------------	------------

【参考資料様式 1】

施設概要（リサイクル施設系）

都道府県名 東京都

(1) 事業主体名	調布市
(2) 施設名称	調布市新クリーンセンター（ストックヤード）
(3) 工期	平成 29 年度～平成 30 年度
(4) 施設規模	処理能力 : 2,300m ² (80.7 t / 日)
(5) 処理方式	集積、選別
(6) 地域計画内の役割	既存施設の老朽化、資源回収推進
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>

(12) 事業計画額	1,268,787 千円
------------	--------------

【参考資料様式 6】

計画支援概要

都道府県名 東京都

(1) 事業主体名	調布市
(2) 事業目的	調布市新クリーンセンター整備のため
(3) 事業名称	調布市クリーンセンター機能移転事業に係る移転計画（施設基本計画）
(4) 事業期間	平成 26 年度～平成 27 年度
(5) 事業概要	施設基本計画
(6) 事業計画額	9,072 千円

(1) 事業主体名	調布市
(2) 事業目的	調布市新クリーンセンター整備のため
(3) 事業名称	調布市クリーンセンター機能移転事業に係る測量・地質調査・実施設計・生活環境影響調査
(4) 事業期間	平成 28 年度
(5) 事業概要	測量、地質調査、実施設計、生活環境影響調査
(6) 事業計画額	40,063 千円

登録番号
(刊行物番号)

2017-159